原告団

発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話③3033番
③3034番
編集兼発行人　山下　開
半年間600円　送料共

遺族・CO裁判、災害責任追求、特集号

第7号

現在、新港町作業所（大牟田市新港町六番地にあって、三池労組の要求にもとずき実現した造成職場の一つ）で、金網造りという軽い作業に従いながら、依然後遺症に悩まされ続けているCO患者（一酸化炭素中毒患者）の一人＝矢野茂さんのもとに、〝福岡県労働者災害補償保険審査官・深町次郎〟名儀の文書「矢野茂に係る審査請求事件につき、当審査官は次の通り決定する。本件審査請求を棄却する（主文）」――との、心ない通告がつきつけられてきたのは、忘れもしない昭和四十二年十一月二十五日のことであった。

ちょうど一年前の四十一年十月二十六日、政府は〝現行労働者災害補償保険法〟のもつ限界（満三年）を楯にとり、例の三池三川鉱炭じん大爆発のために、思いも寄らないつらい宿命を背負わされてしまった七百三十六人（うち三池労組員が二百六十二人）のCO患者に対し、残酷にも、それまで続けてきていた〝療養〟〝生活〟の両補償を打ち切ってきた。口実は「治癒している」あるいは「固定している」から、「以後治療継続の必要はない」、というのであったが、矢野さんもそのなかの一人だったのである。

その頃矢野さんは、自宅からごく近い〝三井平井分院〟に通院しながら、まだ自宅療養を続けていた。当然のことだったろうが、矢野さんは三池労組にはげまされ、そのほかの多くの患者仲間と共に労災補償打切り通告を直ちに返上し、「まだCO中毒による後遺症は治癒しておらず、当該決定は取り消さるべきである」として、前記の福岡県労災補償保険審査会に対し、審査請求を提出したのだった。

冒頭の一文は、矢野さんのこの審査請求に対する回答で、回答書はひき続き述べている――「検査結果、労働基準監督署長の不支給決定は正当であって、これを取り消すべき理由はない」。

矢野さんは大正十二年の三月十八日生れ。今年は五十才。昭和十五年五月十五日、十七才で三川鉱に入社。選炭場で働いた。二十六年九月、坑内で働くことを決意、乙方に所属する仕繰工となった。真っ暗な地底でキャップランプ一つを頼りに、スコップやツルハシなどを離さず持ち歩きながら、大切な坑道を維持することが毎日の仕事となった。家計をいくらかでも楽にしなければ……との思いからだった。

昭和二十三年四月十八日、彼は六子さん（昭和四年一月六日生れ現在四十四才）と結婚。荒尾市緑ケ丘社宅桧町三十九棟に居住。

翌年の七月二十日長男の健一君（すでに名古屋に就職）誕生。二十九年の一月十二日には、長女の陽子さん（家から荒尾アソニット工場へ通勤）が生れた。

突然のこと、なすすべも知らずぼう然としていた六子さんだったが、勝手の板の間が燃えあがるのを見てハッと自分を取りもどし、あわててそれを消しにかかると、こんどはタイムスイッチのはいったばかりの電気釜が宙を飛んで窓のそとへ。もちろう、矢野さんが思いっきり投げ飛ばしたものであった。

一つの例にすぎないが、まだ中学と小学に通っていた子どもたちもピリピリ。家のなかでは、親父の顔いろばかりうかがいながら暮らす日日が続くようになった。以前あれほど明るかった家庭が、今やすっかり真っ暗になってしまったのである。

「これじゃ、人間の暮らす家じゃなか。いっそのこと、子どもたちをつれてどこかへいってしまおうか」―。正直なところ、六子さんはそう考えたこともあったという。

でも、「このCO患者の主人を一人ぼっちにしてしまっては、だれが見てくれるだろう。それに世間さまに対して世話をかけることにでもなれば、今日まで夫婦として生きてきた自分として、どう申しわけができよう。まして、三池闘争を共に闘ってきた主人ではないか」―という思いがそのたびに胸の底に湧き出てきては、われとわが心をはげましてくれるのだった。

それでも、以前と打って変った家庭生活は、子どもたちにとっては耐え難かったに違いない。長男の健一君は、中学を卒業するやいなや、親がしきりに「男は、今頃高校ぐらい卒業していなくては……」とすすめるのをふり切って、逃げるように名古屋に去っていった。両親がまったく知らない間に健一君はひとりで就職先をきめていたのである。

「さいわい私が今では男ですから」との言葉を解しかねていると「数年前に盲腸炎で大手術しましたが、盲腸がすっかり癒着してしまっていましたから、卵巣も子宮もすっかり取ってしまいましたので」、というのだった。

おどろいたが、それがさいわいだ――というのだ。これはまた何という惨たんたる夫婦であろう。

まるで雑布のような矢野さんの人生

マイトでも投げたい気持……

失われたものへの代価十一万三千円也

思えば矢野茂さんは、あの日二番方勤務者としていつものように仲間たちと共に入坑。その時刻には坑口から約千八百メートルはいった四百五十メートル坑道の、水平電車に乗りこんだばかりのところで被災したのだった。

その日から一週間め――同月十六日、三井平井分院へ。CO患者にほぼ共通する、〝頭痛〟やあの〝物忘れ〟などの症状が出てきたからだった。妻の六子さんが「もしや…」と恐れたことが現実となり、矢野さんの、CO患者としての非情な生きざまが始まったのである。

長い三井平井分院通院―労災補償打切り―通告をはね返し審査請求―CO特別法制定闘争―審査請求棄却―CO協定妥結―三池労組の自主リハビリテーション参加―万田機能回復訓練所での訓練へ―傷害認定―選炭場へ職場復帰（暮らしを思い無理を承知で）―健康状態悪化し入院―退院後新港作業所へ移って金網造り……。

それも腰痛、頭痛、不意に襲いくる吐気。時として自分でおさえのきかぬ神経のいらだちと爆発。人間機能のみじめな崩壊――いつ果てることもないこのような症状に苦しみ、悩み、そして闘い、矢野茂さんは目まぐるしく変転してゆく宿命の渦に奔弄されながら、昨日を、今日を生き、そしてまた明日を生きてゆかなければならない。まさに、ずたずたに引き裂かれてしまった雑布のような人生―。あるいはそう例えることができるかもしれない、CO患者矢野茂さんの生きざまである。

この夫矢野さんを守って闘い続けてきた妻の六子さんの足跡は、すべてのCO患者の家族のそれとまったく同じように、ひときわ輝きを放ちながら遥か向うから続いている。その輝きのかげにある怒りと苦しみ。時には思わずわが身をのみこまれようとした、恐ろしい不安。

かくべつ忘れられないのが、CO特別法制定闘争のなかで、広島や首都東京などで行動したときのこと。生れて初めての土地で、カンパを訴え、ビラを配るために街角に立ち、折角配るビラをだれ一人うけ取り手のなかったときには思わずこぼれそうになる涙をこらえ、だまって千円もカンパしてくれた人があったときには、あまりのうれしさに胸おどらせたりした数かずの思い出。労働大臣に抗議にゆくために労働省の玄関を突破するときなど、三池の主婦と見破られないために、口紅を特別に厚く塗ったこともあったが……。

今、その六子さんは、大手術もした体をムチ打ちながら、近くの製網会社から仕事をもらって、自宅で苦しい内職をつづけている。「主人のもち帰る給料だけではやってはゆけませんし、何がなんでも月に一万五千円はほしいもんですから」――六子さんの決意である。

六子さんの胸のなかから、どうして、三井独占資本に対する怒りの消える日があろう。余りの疲れにふと内職の手を休めるとき、主人矢野さんと二人での人間生活をずたずたに引き裂かれたことをそぞろ思うとき、思わず胸底をつきあげてくる烈しい怒り――。

「ほんとに、はがいくてはがいくて、一人でよかですけん、本社ンなかに飛びこんでいって、いっそダイナマイトでも投げて死んでやろうかと、正直そう思ったこともあります。このはがいさは、こんな仕打ちを受けた者でないとわからんと思いますが」――と六子さんは語るのである。

この一家のため、政府が有無をいわせず矢野さんに押し突けてきた傷害認定は十二級。一時金でわずか十一万三千円に過ぎなかった。これが、矢野さんが失ったものへの代価だとは…。

×

上の写真は、現在矢野さんが仂いている新港町作業所の金網造りの耘場。見ていると、こっちがもどかしくなってくるのだ。